

[別 紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 柴田医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県近江八幡市鷹飼町北1丁目8-6
- (3) 設立認可年月日 平成18年 2月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成18年 2月20日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 柴田医院 【近江八幡から指定管 理者として指定を受け て管理】	2510401199	近江八幡市鷹飼町北1丁目8番6	0

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 6月28日 事業報告及び決算書類承認の件

令和 7年 6月28日 次年度収支予算案及び事業計画承認の件

様式2

法人名 医療法人社団 柴田医院

※医療法人整理番号

所在地 近江八幡市鷹飼町北一丁目8番地6

財 産 目 録		
(令和8年 4月 30日現在)		
1.	資 産 額	199,799 千円
2.	負 債 額	21,962 千円
3.	純資産額	177,837 千円

(内訳)		(単位：千円)
区分		金 額
A	流 動 資 産	143,877
B	固 定 資 産	55,922
C	資産合計 (A+B)	199,799
D	負債合計	21,962
E	純資産 (C-D)	177,837

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土地

(☐ 法人所有 ☒ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

建物

(☒ 法人所有 ☐ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

法人名 医療法人社団 柴田医院

※医療法人整理番号 0 0 3 2 8

所在地 滋賀県近江八幡市鷹飼町北一丁目 8 番地 6

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	143,877	I 流 動 負 債	21,962
II 固 定 資 産	55,922	(うち医療機関債)	
1 有 形 固 定 資 産	23,015	負 債 合 計	21,962
2 無 形 固 定 資 産	4,880	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	28,027	科 目	金 額
		I 出 資 金	37,167
		II 積 立 金	140,670
		純 資 産 合 計	177,837
資 産 合 計	199,799	負債・純資産合計	199,799

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 柴田医院

※医療法人整理番号 0 0 3 2 8

所在地 近江八幡市鷹飼町北一丁目 8 番地 6

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 5月 1日 至 令和 8年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	148,853
2 事業費用	142,671
本来業務事業利益	6,182
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	6,182
事業利益	
II 事業外収益	3,226
III 事業外費用	0
経常利益	9,408
IV 特別利益	1,260
V 特別損失	
税引前当期純利益	10,668
法人税等	2,382
当期純利益	8,286

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団柴田医院

理事長 柴田 辰己 殿

私は、医療法人社団柴田医院の令和 7 年会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 2 7 日

監事 丸瀬三紀子

